

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
1 (35) 文 化 財 保 護 法 (文化財・生涯学習課)	史跡名勝天然記念物に指定された地域 (法 109)	文化庁長官	許 可 市町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課 ↓ 文化庁	(行為の制限) 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合を除く。）	法 125①	国の機関の場合は同意 (法 168①、②)
		長野県教育委員会 (町村の区域内)	許 可 町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課	(行為の制限) 次に掲げる現状変更等（1から 8 までに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令 1 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものをいう。2 において同じ。）で 2 年以内の期限を限って設置されるものの新築、増築又は改築 2 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの 3 工作物（建築物を除く。以下この 3 において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） 4 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 5 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 6 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。） 7 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。） 8 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 9 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取 10 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け 11 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却 12 1 から 11 までに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定地域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する地域をいう。）における現状変更等	施行令 5 の④	
		市教育委員会 (市の区域内)	許 可 市教育委員会			

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
1 (35) 文化財保護法 (文化財・生涯学習課)	周知の埋蔵文化財包蔵地 (法93)	長野県教育委員会 (長野市及び松本市を除く区域内)	届 出 市町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課	(行為の制限) 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚・古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の発掘	法93①	60日前までに届出 ただし、国の機関、地方公共団体等の場合は事業計画の策定に当たって通知 (法94①)
		長野市教育委員会 (長野市の区域内) 松本市教育委員会 (松本市の区域内)	届 出 長野市教育委員会 松本市教育委員会			
	重要文化的景観に選定された地域 (法134)	文化庁長官	届 出 市町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課 ↓ 文化庁	(行為の制限) 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(現状変更については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合を除く。)	法139①	30日前までに届出
	伝統的建造物群保存地区内(法143①、②)	都市計画区域又は準都市計画区域内に定められた伝統的建造物群保存地区の場合は、市町村長及び市町村教育委員会 上記以外の区域に定められた伝統的建造物群保存地区の場合は、市町村教育委員会	許 可 市町村 ↓ 市町村教育委員会	(行為の制限) 伝統的建造物群保存地区内における次の行為(非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては除く。) 1 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却 2 建築物その他の工作物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの 3 宅地の造成その他の土地の形質の変更 4 木竹の伐採 5 土石の類の採取 6 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの	法143①、② 市町村条例	市町村は条例で、政令の定める基準に従い、必要な現状変更の規制について定める。(法143①) 国又は地方公共団体の機関の場合は協議(令4⑤) 条例で定める特定の公益事業の場合は通知(令4⑥)
1 (36) 文化財保護条例 (文化財・生涯学習課)	長野県史跡名勝天然記念物に指定された地域 (条30)	長野県教育委員会	許 可 市町村教育委員会 ↓ 教育事務所 ↓ 文化財・生涯学習課	(行為の制限) 長野県史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	条34 (条13①)	